

平成28年4月1日から

軽自動車税の税制改正

軽自動車税は、軽自動車・原動機付自転車などにかかる税金です。毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されます。

地方税法の改正に伴い、平成28年4月1日から表1~3の通り税額が変更されます。

課税課諸税係・内線1201



表1 原動機付自転車及び二輪車等

種別	変更前	変更後	
原動機付自転車	原付第一種 50cc以下	1,000円	2,000円
	原付第二種(乙) 90cc以下	1,200円	2,000円
	原付第二種(甲) 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 50cc以下	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪 250cc以下	2,400円	3,600円
小型自動車	二輪小型自動車 250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用 最高速度35キロ未満	1,600円	2,400円
	その他 最高速度15キロ以下	4,700円	5,900円

表2 三輪及び四輪以上の軽自動車

種別	平成27年3月31日以前に新規登録をした車両		平成27年4月1日以降に新規登録をした車両		平成28年度以降新規登録から13年経過した車両*	
	軽自動車	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	軽四輪以上乗用
	軽四輪以上乗用	7,200円	10,800円	12,900円	軽四輪以上貨物	自家用 4,000円 営業用 3,000円

*平成28年度は平成14年12月31日以前に新規登録をした車両

表3 グリーン化特例(軽課税率)

平成27年4月1日~平成28年3月31日までに新規登録をした排出ガス性能と燃費性能に優れた三輪以上の軽自動車は、平成28年度のみ特例税率が適用されます。

種別	A	B	C		
軽自動車	軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	軽四輪以上乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	軽四輪以上貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
営業用		1,000円	1,900円	2,900円	

- A 電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準10%以上低減)
- B 平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ▶乗用=平成32年度燃費基準+20%達成▶貨物用=平成27年度燃費基準+35%達成
- C 平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ▶乗用=平成32年度燃費基準達成▶貨物用=平成27年度燃費基準+15%達成

11月11日(水)~17日(火)は「税を考える週間」です。

期間中は国税庁ホームページで税に関するさまざまな情報提供を行います。立川税務署 ☎(523)1181



市は、立川駅北口広場デッキの一部拡幅工事を行います(11月16日(月)~平成28年3月末予定)。工事期間中はデッキおよび階段の一部が通行止めになります(左図参照)。

9 8 問 再開発課再開発係・内線22

外国籍の方も国民年金の加入が必要です

国民年金は、日本に住所がある20歳以上60歳未満の外国籍の方も加入が必要です。

受給要件を満たせば、老齢基礎年金や病気等で障害が残ったときの障害年金、被保険者が亡くなった場合に配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。また、帰国等により受給要件を満たさなかつた場合も、6か月以上の支払いがあれば帰国後2年以内に脱退一時金が請求できます。

なお、厚生年金保険に加入の方やその被扶養配偶者の方は加入手続きの必要はありません。

立川駅北口デッキ拡幅工事のデッキの一部を通行止め

柿の実を燃やせるごみへ

柿の実・梅の実など、家庭の庭木から出た果実は、燃やせるごみの指定収集袋で出してください。ご協力をお願いします。



- せん定枝(家庭から出たもの)
※業者がせん定したものは除きます。長さ50cmに切り、ひもで束ねて(一度に5束まで)
- 落ち葉・雑草(家庭から出たもの)
※業者が集めたものは除きます。透明または半透明の袋に入れて袋に入らないものは束ねて燃やせるごみの日に

ごみ出しが困難な方を支援

ごみ出しが困難な世帯の方へのごみ出し支援と声掛けによる安否確認を行っています。

- 対象 集合住宅の上層階に住んでいて、自らごみ出しをすることが困難であり、次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯▶要介護3(要介護5のいずれかの認定を受けている方)▶身体障害者手帳1級・2級の方▶精神障害者手帳1級の方
- 受付窓口 ▶環境対策課(市役所2階79番窓口)▶介護保険課(市役所1階4番窓口)▶障害福祉課(市役所1階1番窓口)▶高齢福祉課(市役所1階3番窓口)▶ごみ対策課(総合リサイクルセンター内)
- 公開する会議日程
いずれも直接会場へ(先着順)
● 国民健康保険運営協議会 時 10月28日(水)午後1時30分~3時
11月4日(水)午後1時30分~3時
市役所208・209会議室
定各15人 問 保険年金課業務係・内線1390
- 在宅医療・介護連携推進協議会 時 10月30日(金)午後2時から
市役所302会議室 定 10人 問 高齢福祉課介護予防推進係・内線1440
- 職員倫理審査会 時 10月30日(金)午後3時から
市役所209会議室 定 10人 問 人事課人事係・内線2573
- 特別報酬等審議会 時 11月5日(木)午後7時から
市役所210会議室 定 10人 問 人事課人事係・内線2573
- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例(仮称)策定検討委員会 時 11月9日(月)午前10時から
市役所208会議室 定 10人(手話通訳が必要な方は11月2日(月)までに連絡してください) 問 障害福祉課・内線1516 Fax(529)8676 e shougafukushi@city.tachikawa.lg.jp
- 教育委員会定例会 時・場 11月12日(木)午後1時30分~11月26日(木)午後1時30分
市役所302会議室 定 各20人 問 教育総務課庶務係・内線2465
- 介護保険運営協議会 時 11月13日(金)午後3時から
市役所210会議室 定 16人 問 介護保険課介護給付係・内線1440

ごみ分別にご協力を

分別方法は資源とごみの収集カレンダー、ハンドブック、市ホームページをご覧ください。

To All Foreign Residents of Tachikawa City

Make sure you sort recyclables and waste properly. For instructions, refer to Resources and Waste Collection Calendar, Handbook or Tachikawa City's website.

敬啓各位外国人士

请协力分类垃圾。分类方法请参考收集月历, 手册, 市主页。

외국인 여러분들에게

쓰레기 분리 수거에 협력을 분리 수거하는 방법은 재활용 그리고 쓰레기 수집 달력, 핸드북, 시 홈페이지를 봐 주시기 바랍니다.

今月の納期 11月2日

▷市・都民税第3期分▷国民健康保険料第4期分▷後期高齢者医療保険料第4期分▷介護保険料第4期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください。問 市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446